

大野郡 5 町 2 村合併協議会小委員会規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、大野郡 5 町 2 村合併協議会規約（以下「規約」という。）第 11 条第 2 項の規定に基づき、大野郡 5 町 2 村合併協議会（以下「協議会」という。）が設置する小委員会（以下「小委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第 2 条 小委員会は、協議会から付託された事項について、調査及び調整を行うものとする。

（委員）

第 3 条 小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長（以下「会長」という。）が協議会の委員のうちから指名する。

2 前項の委員のほか、必要に応じて、協議会の協議により定めた者を委員として加えることができる。

（組織）

第 4 条 小委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

（会議）

第 5 条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議は、原則公開とする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

（会議の運営）

第 6 条 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員に事故又は公務ある場合は、委員長は委員の代理を認めることができる。

（関係者の出席）

第 7 条 小委員会は、必要に応じて町村職員等関係者の出席を要請し、説明及び意見を求めることができる。

2 関係者が小委員会に出席したときの報酬及び費用弁償については、大野郡 5 町 2 村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程による。

（報告）

第 8 条 委員長は、小委員会の協議経過及び結果について、規約第 12 条に定める町村長連絡会において会長に報告するものとする。

(解散)

第 9 条 小委員会は、その目的を達成したときをもって解散する。

(委任)

第 1 0 条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。